

令和6年度 我が国アートのグローバル展開推進事業 審査要領

令和6年度我が国アートのグローバル展開推進事業（「海外アートフェア等参加・出展」・「国際発信力のある国内企画展」・「国際拠点化推進支援」及び「国際連携海外展」）に係る審査は、下記の要領で行うものとする。

記

1. 令和6年度我が国アートのグローバル展開推進事業（以下、「本事業」という。）における補助対象事業の選定は、令和6年度我が国アートのグローバル展開推進事業協力者会議において決定する。
2. 協力者会議委員は、審査で知り得た情報を口外してはならない。
3. 協力者会議委員は、本事業申請者から何らかの不公正な働きかけがあった場合は必ず事務担当課にそのことを申し出なければならない。
4. 協力者会議委員は、「令和6年度 我が国アートのグローバル展開推進事業 協力者会議委員の利害関係者に対する審査基準」に従わなければならない。
5. 本事業における評価段階を以下のとおり設け、採択基準とする。
 - S評価：査定なし
 - A評価：申請額より10%査定
 - B評価：申請額より20%査定
 - C評価：申請額より30%査定
 - D評価：申請額より40%査定
 - E評価：申請額より50%査定
 - F評価：不採択

なお、上記の「申請額」は、応募要領に定める補助基礎額選定基準に照らした修正を経た上での金額合理的な査定を経た後の金額をいう。

また、予算に残額が生じる場合には、A評価の査定率を同率で減じる。

A評価の査定率が0%となった上でなお、予算に残額が生じる場合には、B評価から順に査定率を同率で減じることとする。

令和6年度我が国アートのグローバル展開推進事業の方法について

○いずれの項目についても、評価にあたっては、全体の評価割合・各評価の点数配分等を考慮せず、各団体について絶対評価で記入してください。

○各団体の評価を行うにあたり、評価に係るポイントや事業の改善点等についてコメント欄にご記入願います。

○別紙「協力者会議委員の利害関係者に対する審査基準」に基づき、利害関係が生じている団体等については、「関係事業」欄に○印を記入してください。

1. 海外アートフェア等参加・出展（一般／新進）

○参加する海外アートフェア等に関する項目（10点満点）

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
(一般)			
フェア・フェスティバル等の国際発信力・影響力・将来性等	・出展するアートフェア等が、国際的な現代美術のフェア・フェスティバルとして実績があり、かつ、現時点において国際発信力・影響力を有している。 ・若しくは将来的に有する可能性があり、当該アートフェア等に出展することが、出展作家のキャリアアップや国際的な評価の向上につながるものであること。	十分認められる	10
		概ね認められる	8
		一部認められる	6
		概ね認められない	4
		認められない	2
(新進)			
フェア・フェスティバル等の国際発信力・影響力・将来性等	・出展するアートフェア等が、若手作家や新進ギャラリーが出展するのに適した規模、評価であると同時に、国際的な現代美術のフェア・フェスティバルとして実績がある。 ・または、将来において国際発信力・影響力を有する可能性があり、かつ、当該アートフェア等に出展することが、出展作家のキャリアアップや国際的な評価の向上につながるものであること。	十分認められる	10
		概ね認められる	8
		一部認められる	6
		概ね認められない	4
		認められない	2

○出展内容に関する項目 ※一般／新進 共通（10点満点）

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
(一般)			
出展企画・内容 の評価	・展示内容が高い企画性を持ち、今後の我が国の現代美術の国際発信・評価向上につながるものであること（原則として、我が国の作家・作品が2／3以上を占めていること。）。	十分認められる	10
		概ね認められる	8
		一部認められる	6
		概ね認められない	4
		認められない	2
(新進)			
出展企画・内容 の評価	・展示内容が若手作家等の国際的な発信・評価の向上につながるものであること（原則として、我が国の作家・作品が2／3以上を占めていること。）。	十分認められる	10
		概ね認められる	8
		一部認められる	6
		概ね認められない	4
		認められない	2

※一般／新進 共通

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
出展作家・作品 の国際的評価 向上の可能性	・今回補助対象とすることにより、我が国の国際発信力が高まる、あるいは我が国の現代美術作家の国際的な評価が高まると期待されること。	十分認められる	10
		概ね認められる	8
		一部認められる	6
		概ね認められない	4
		認められない	2

○申請団体に関する項目 ※一般／新進 共通（5点満点 または、○／×）

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
出展実績	・出展するアートフェア等に適した出展実績があること。	十分認められる	5
		概ね認められる	4
		一部認められる	3
		概ね認められない	2
		認められない	1
積算内容	・経費の項目・積算内容が適正であること。	十分認められる	5
		概ね認められる	4
		一部認められる	3
		概ね認められない	2
		認められない	1
経営基盤・人員 体制	・事業が円滑に行える経営基盤及び人員体制が確立していること。	認められる	○
		認められない	×

（×の場合は不採択）

※例えば、以下のような案件は相対的に高い評価を与えます。

一般	・出展することで、その後の国際的な評価の向上が高い確率で見込まれるアートフェア等への参加・出展
	・我が国作家の個展もしくは、2／3以上を日本人作家が占める出展企画（壁面など展示面積や作家の人数のみならず、内容についても考慮）
	・通常よりも展示面積を増やし、我が国中堅作家の国際的な評価を高めることに資するような意欲的な出展企画
新進	・海外初出展の団体や所属作家
	・我が国作家の個展もしくは、2／3以上を日本人作家が占める出展企画（壁面など展示面積や作家の人数のみならず、内容についても考慮）
	・申請する団体等が、これまでは出展したことがなかったアートフェアに出展する場合

※例えば、以下のような案件は相対的に低い評価が与えられます。

一般	・我が国の作家、海外作家を問わず、所属作家による、所謂「ギャラリー・ショー」のようなグループ・ショー企画（ただし、キャリアの浅い団体による我が国の若手作家を中心とした挑戦的な出展は例外的に取り扱う場合がある）
	・同一もしくは関連団体が継続して補助を受けている場合や、過去の実績報告書における記述や分析が不十分な団体
新進	・同一もしくは関連団体が継続して補助を受けている場合や、過去の実績報告書における記述や分析が不十分な団体

2. 国際発信力のある国内企画展

○企画展の内容に関する項目（10点満点）

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
企画展の国際発信力又は国際的評価向上への貢献度	・開催する企画展は、国際的に注目を集められる企画内容であり、我が国が現代美術の国際発信拠点として認知されていくことに資する企画展、または我が国の現代美術作家の国際的な評価を高める企画展であると認められること。	十分認められる	10
		概ね認められる	8
		一部認められる	6
		概ね認められない	4
		認められない	2
国際的評価向上の可能性	・今回補助対象とすることにより、我が国の国際発信力が高まる、あるいは我が国の現代美術作家の国際的な評価が高まる（※）と期待されること。 ※特に、美術館における個展や、我が国における現代美術の動向を国際的な文脈に接続し、その国際的な評価を高めることに資する企画を重視する。	十分認められる	10
		概ね認められる	8
		一部認められる	6
		概ね認められない	4
		認められない	2

○申請団体に関する項目（5点満点 または、○／×）

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
開催実績	・今回の企画展を開催するにふさわしい現代美術の企画展等の開催実績があること。	十分認められる	5
		概ね認められる	4
		一部認められる	3
		概ね認められない	2
		認められない	1
積算内容	・経費の項目・積算内容が適正であること。	十分認められる	5
		概ね認められる	4
		一部認められる	3
		概ね認められない	2
		認められない	1
経営基盤・人員体制	・事業が円滑に行える経営基盤及び人員体制が確立していること。	認められる	○
		認められない	×

（×の場合は不採択）

※例えば、以下のような案件は相対的に高い評価を与えます。

・我が国発で価値を創造し、発信することが期待できる企画
・我が国の国際発信力（※）を高め、我が国を世界の現代美術発信拠点へと成長させることに資する企画 ※国家ブランディングに資する／我が国の国際的な評価が向上する など
・我が国中堅作家がその評価をさらに一段高めることに資する美術館での個展企画
・我が国における現代美術の動向を国際的な文脈に接続し、評価を高めることに資する企画

※例えば、以下のような案件は相対的に低い評価が与えられます。

・特定の関係者や地域の交流・友好親善を主な目的とする企画
・同一もしくは関連団体が継続して補助を受けている場合や、過去の実績報告書における記述や分析が不十分な団体

3. 国際拠点化推進支援

○イベント等の内容に関する項目（１０点満点）

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
イベント等の国際発信力又は国際的評価向上への貢献度	・開催するイベント等は、国際的に注目を集められる企画内容であり、我が国の現代美術の国際拠点化の推進に資するイベント等であると認められること。	十分認められる	１０
		概ね認められる	８
		一部認められる	６
		概ね認められない	４
		認められない	２
国際的評価向上の可能性	・今回補助対象とすることにより、我が国の国際拠点化が推進される、あるいは我が国の現代美術作家の国際的な評価が高まる（※）と期待されること。 ※特に、我が国における現代美術の動向を国際的な文脈に接続し、その国際的な評価を高めることに資する企画を重視する。	十分認められる	１０
		概ね認められる	８
		一部認められる	６
		概ね認められない	４
		認められない	２

○申請団体に関する項目（５点満点 または、○／×）

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
開催実績	・今回のイベント等を開催するにふさわしい現代美術のイベント等の開催実績があること。	十分認められる	５
		概ね認められる	４
		一部認められる	３
		概ね認められない	２
		認められない	１
積算内容	・経費の項目・積算内容が適正であること。	十分認められる	５
		概ね認められる	４
		一部認められる	３
		概ね認められない	２
		認められない	１
経営基盤・人員体制	・事業が円滑に行える経営基盤及び人員体制が確立していること。	認められる	○
		認められない	×

（×の場合は不採択）

※例えば、以下のような案件は相対的に高い評価を与えます。

・我が国発で価値を創造し、発信することが期待できる企画
・我が国の国際発信力（※）を高め、我が国を世界の現代美術発信拠点へと成長させることに資する企画 ※国家ブランディングに資する／我が国の国際的な評価が向上する など
・我が国における現代美術の動向を国際的な文脈に接続し、評価を高めることに資する企画

※例えば、以下のような案件は相対的に低い評価が与えられます。

・特定の関係者や地域の交流・友好親善を主な目的とする企画
・同一もしくは関連団体が継続して補助を受けている場合や、過去の実績報告書における記述や分析が不十分な団体

4. 国際連携海外展

○海外展の内容に関する項目（１０点満点）

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
海外展等による国際発信力又は国際的評価向上への貢献度	・開催する海外展が、国際的に注目を集めるとともに、日本出身、または日本を拠点とするアーティストの国際的な評価を高めることに資することが認められること。	十分認められる	１０
		概ね認められる	８
		一部認められる	６
		概ね認められない	４
		認められない	２
国際的ネットワークの形成・人材育成への貢献度	・海外展の開催を通して、日本の美術館等のネットワーク形成、人材育成等に資することが認められること。	十分認められる	１０
		概ね認められる	８
		一部認められる	６
		概ね認められない	４
		認められない	２

○申請団体に関する項目（５点満点 または、○／×）

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
開催実績	・今回の海外展等を開催するにふさわしい現代美術の企画展等の開催実績があること。	十分認められる	５
		概ね認められる	４
		一部認められる	３
		概ね認められない	２
		認められない	１
積算内容	・経費の項目・積算内容が適正であること。	十分認められる	５
		概ね認められる	４
		一部認められる	３
		概ね認められない	２
		認められない	１
経営基盤・人員体制	・事業が円滑に行える経営基盤及び人員体制が確立していること。	認められる	○
		認められない	×

（×の場合は不採択）

※例えば、以下のような案件は相対的に高い評価を与えます。

・開催することで、これまで国内に留まっていたアーティストの評価が国際的な広がりを見せることが見込まれる企画
・開催を通して、国際的な美術館同士のネットワークが形成され、将来的な日本と海外の美術館との連携が見込まれる企画

※例えば、以下のような案件は相対的に低い評価が与えられます。

・日本文化の一側面に焦点をあて、作家個人の評価が高まることが想定されにくい企画。
・同一もしくは関連団体が継続して補助を受けている場合や、過去の実績報告書における記述や分析が不十分な団体

令和6年度 我が国アートのグローバル展開推進事業
協力者会議委員の利害関係者に対する審査基準

本事業の選定に際し、協力者会議委員と申請者との間に利害関係が生じている場合は、原則として、次のとおり行うものとする。

(1) 利害関係者の最低限の範囲

本事業において、協力者会議委員と申請者との間に強い関係性を有していて当該申請者の審査を行うことが適切ではないとみなされる範囲（以下「利害関係者の範囲」という。）は以下のとおりとする。

- ・ 申請者の申請書の中に、何らかの形で協力者会議委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ・ 協力者会議委員が所属している法人等から申請があった場合
- ・ 協力者会議委員自身が、過去5年以内に申請者から寄附を受けている場合

(2) 利害関係の報告

協力者会議委員は、審査開始までに、利害関係を有している場合は書面で事務担当官に提出しなければならない。そして、利害関係を有している場合は以下に従って処理しなければならない。

① 協力者会議委員と申請者との関係性が「利害関係者の範囲」に該当する場合

協力者会議委員は、その利害関係を有している申請者の審査から外れなければならない。

② それ以外の関係性を有している場合

協力者会議委員は、「利害関係者の範囲」に該当していなくとも、申請者（申請者が法人の場合はその役員、その他申請書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性を有している場合※も、その申請者の審査から外れなければならない。

※例えば、委員自身が、申請書の中の研究代表者又は共同参画者との関係において次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合

- ・ 親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・ 緊密な共同研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆若しくは同一目的の研究会メンバーにおいて緊密な関係にある者）
- ・ 大学、国立研究開発法人等の研究開発機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業の同一部署に所属している者
- ・ 密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係
- ・ 提案の採否又は審査が委員の直接的な利益に繋がると見なされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係